

インフルエンザ流行時の児童館・青少年会館の対応について

インフルエンザ流行時の児童館・青少年会館の対応については以下のとおりとなりますのでご確認ください。
感染拡大を防ぐため、保護者様のご理解とご協力をお願いします。

1. インフルエンザを発症した場合

学校保健安全法施行規則第 19 条に基づく学校における出席停止期間は、「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで」です。

この期間中は、児童館・青少年会館の利用はできません。なお、期間経過後も体調が優れない場合は利用をお控えください。

出席停止期間早見表

	発症日*	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 6 日目	発症後 7 日目	発症後 8 日目
発症後 1 日目に 解熱した場合	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1 日目 出席停止	解熱後 2 日目 出席停止	発症後 4 日目 出席停止	発症後 5 日目 出席停止	登校可能		
発症後 2 日目に 解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1 日目 出席停止	解熱後 2 日目 出席停止	発症後 5 日目 出席停止	登校可能		
発症後 3 日目に 解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1 日目 出席停止	解熱後 2 日目 出席停止	登校可能		
発症後 4 日目に 解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1 日目 出席停止	解熱後 2 日目 出席停止	登校可能	
発症後 5 日目に 解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1 日目 出席停止	解熱後 2 日目 出席停止	登校可能

※発症日は病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38℃以上の発熱等）が始まった日です。

2. その他児童館・青少年会館の利用をお控えいただく場合

- ・家族がインフルエンザに感染している
- ・所属クラスが学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖のいずれかに該当になった
- ・発熱や鼻汁、咳、のどの痛みなどの症状がある

3. 児童館・青少年会館にいる時に体調が悪くなった場合

お子さんが児童館・青少年会館にいる時に体調が悪くなった場合は、すぐに保護者様のお迎えをお願いします。連絡は登録されている緊急連絡先にしますので、登録が済んでいない場合や登録済みの連絡先に変更があった場合は、速やかに利用する児童館・青少年会館まで連絡をお願いします。

問合せ 葉山町福祉部子ども育成課児童福祉係
電話：046-876-1111 内線：221